

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

株式会社メルカリ
株式会社ソウゾウ

2023 年 8 月 1 日

2023年8月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メルカリ
代表取締役 CEO 山田進太郎

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社ソウゾウ
代表取締役 CEO 藤樹賢司

株式会社メルカリ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）と株式会社ソウゾウ（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2023年6月22日付吸収分割契約書に基づき、2023年8月1日を効力発生日として、吸収分割会社が運営する「メルカリ Shops」に係る事業開発機能以外の部門（以下「本承継対象部門」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2023年8月1日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）
の請求）
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
 - （2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
 - （3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
吸収分割会社では新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - （4）債権者異議手続について（会社法第789条）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年6月

29 日付の官報及び日刊工業新聞に吸収分割公告の掲載を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社において、本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社において、本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 6 月 29 日付の官報へ吸収分割公告を掲載するとともに、同日付で電子公告の掲載もあわせて行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 8 月 1 日をもって、本承継対象部門に係る資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 8 月 14 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。